2　競争参加資格
⑴　契約を締結する能力を有しないと認められる者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
⑵　以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後２年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤　正当な理由が無くて契約を履行しなかった者
⑥　①～⑤の一に該当する事実があった後２年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
⑶　平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」でA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
⑷　官庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒204―0024 東京都清瀬市梅園１－４－６
独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係　電話042―491―4512
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会、現場見学会の日時及び場所　入札説明書を参照。
⑷　入札、開札の日時及び場所　平成24年１月31日10時00分　独立行政法人労働安全衛生総合研究所本部棟１階第二会議室
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明する書類及び本物品を納入することができることを証明する書類を開札日の前日までに提出しなければならない。入札者は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した役務を履行できると独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entry : Yutaka Maeda President of Japan National Institute of Occupational Safety and Health
⑵　Classification of the products to be procured : 71
⑶　Nature and quantity of the products to be manufactured : The computer network system for connecting the Science Information NETwork 4 (a rental contract and maintenance)
⑷　Delivery period : From April 1, 2012 through March 31, 2016
⑸　Delivery place : Japan National Institute of Occupational Safety and Health
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　have an ability to conclude this contract, or not be bankrupt who has not reinstated. Furthermore, minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consento necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons,
②ａ）not intentionally executed construction work or production with poor workmanship, or not committed dishonest acts concerning the quality or quantity of goods in the course of performance under a contract,
ｂ）not disturbed the enforcement of fair competition, impaired fair pricing, or conspired with others to gain improper profits,
ｃ）not blocked a successful bidder from executing a contract, or not prevented a contractor from performing his obligations under a contract,
ｄ）not prevented government officials from performing their duties in exercising supervision or making an inspection,
ｅ）not failed to perform his contractual obligations without just cause,
ｆ）not hired anyone who committed any of the foregoing acts within the last two years as an agent, manager or employee for the performance of a conract,
⑺　Have Grade A or B or C or D “provision of services” in terms of the qualification for participating in tenders by Director, Accounts Division, Minister’s Secretariat, Ministry of Health, Labour and Welfare, (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year of 2010, 2011 and 2012
⑻　Time limit for tender : 10 : 00 AM, January 31, 2012
⑼　Contact point for the notice : Accounting Section, Japan National Institute of Occupational Safety and Health, １－４－６ Umezono Kiyose-shi, Tokyo 204―0024 Japan TEL 042―491―4512

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年12月９日
独立行政法人国立国際医療研究センター
総長　桐野　高明
◎調達機関番号　614　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　購入等件名及び数量
放射線機器一括　一式
・放射線治療装置　一式
・核医学診断装置　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　平成24年７月31日
⑸　納入場所　独立行政法人国立国際医療研究センター病院国府台病院
⑹　入札方法　落札決定は、総合評価の方法をもって行うので、
①　総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類を提出すること。
②　入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人国立国際医療研究センター契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　契約細則第７条の規定に該当しない者であること。
⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。